

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

コーポレートガバナンスとは、株主・投資家の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーの信頼を得ながら持続的に企業価値を向上させるために必要な企業統治の仕組みの総体であり、当社グループは、「人間愛」を根本哲学とし、「真実・信頼」、「最高の品質と技術」、「人間性豊かな住まいと環境の創造」を掲げる企業理念に則り、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置付けて、その体制を構築し、迅速かつ誠実な経営に取り組みます。

詳細については、「積水ハウス株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社ホームページに掲載しています。

URL: <https://www.sekisuihouse.co.jp/company/info/gov.html>

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則を、すべて実施しています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

(1)当社は、取引先との安定的な関係維持・強化を通じた当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合を除き、政策保有株式を保有しないものとします。

(2)政策保有株式については、資本・資産効率向上の観点から必要最小限の保有を基本とし、保有の妥当性について、毎年、取締役会において検証するものとします。取締役会では、個別銘柄毎に保有目的やリスクとリターンを踏まえた中長期的な経済合理性等を総合的に検証し、検証の結果、継続して保有する意義が薄れた銘柄については、市場環境等を考慮の上、売却を進めます。また、保有の妥当性が認められる銘柄についても、当社の資本政策や市場環境等を考慮の上、全部または一部を売却することがあります。

(3)政策保有株式に関する取締役会での検証の概要は、コーポレートガバナンスに関する報告書等で適切に開示を行います。

(4)当社の株式を政策保有株式として保有している会社からその株式の売却等の意向が示された場合は、取引の縮減を示唆する等の売却を妨げることは行いません。

< 政策保有株式に関する検証の概要 >

当社は、2018年10月開催の取締役会にて、政策保有株式として保有する全上場株式(48銘柄)を対象として、保有状況、リスク・リターン、取引の重要性及び総合的な保有意義の検証を行い、3銘柄について、全株式の売却を決議し、2019年1月末までに売却が完了しました。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社と取締役との間で取引を行う場合については、定価販売等利益相反のリスクが少ない特別の事情がある場合を除き、取締役会における承認を要することとし、その重要な事実については事後報告を行うこととしています。

事業年度毎に、取締役及びその近親者との取引の有無に関して、各取締役に書面による調査を行い、取引状況の把握に努めています。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、積水ハウス企業年金基金及び積水ハウス関係会社企業年金基金(以下、「両基金」といいます。)を通じ、企業年金の積立金の運用を行っており、その基本的な方針は次のとおりです。

(1)両基金が運用の専門性を高め、運用機関に対するモニタリング等のアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、経理・財務や人事業務の経験者等、専門性を有する企業年金の運営に適切な資質を持った人材を計画的に登用又は配置します。

(2)取締役、経理財務部長等で構成する年金検討委員会を設置し、制度、資産運用方針等に関する審議を通じて、運営全般についての健全性を確認します。また、代議員会の議事録及び年金検討委員会の議事の概要をイントラネットで開示する等、受益者に対して適切な情報開示を行います。

(3)両基金は、年金資産の運用に関する基本方針に則り、積立金の運用を国内外の複数の運用機関へ委託し、個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関へ一任することで、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにします。また、外部機関より企業年金に関する知見を持った人物をコンサルタントとして登用し、ポートフォリオ作成ならびに運用機関及びファンド選定の助言、年金検討委員会での助言等を委託し、専門性の強化及び利益相反の適切な管理を行います。

(4)担当者を企業年金連合会や運用機関各社が実施する企業年金に関するセミナーに参加させることにより、企業年金の運営に携わる人材の育成及び資質向上に努めます。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1)当社は、株主・投資家の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーに対して、財政状態・経営成績等の財務情報だけでなく、経営方針並びにCSR及びESG(環境・社会・ガバナンス)に関する活動等の非財務情報を積極的かつ公正に開示します。

また、3か年を基本とする中期経営計画を策定し、売上高、営業利益、当期純利益及び自己資本利益率(ROE)等の目標値、各セグメント別の収益計画及び事業戦略を明確にし、その進捗を年度別決算資料にて開示します。

< 中期経営計画 >

<https://www.sekisuihouse.co.jp/company/financial/plan/index.html>

< 年度別決算資料 >

(2)コーポレートガバナンスの基本的な考え方や基本方針については、「積水ハウス株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社ホームページに掲載します。

(3)取締役の報酬の決定方針等は、「積水ハウス株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」において開示します。なお、公正性と透明性を確保するため、委員の半数以上を独立社外取締役または独立社外監査役で構成する人事・報酬諮問委員会における審議を経るものとします。

(4)取締役・監査役候補者の選定方針等は、「積水ハウス株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」において開示します。なお、取締役候補者の選定ならびに代表取締役及び執行役員を選任に関しては、公正性と透明性を確保するため、委員の半数以上を独立社外取締役または独立社外監査役で構成する人事・報酬諮問委員会における審議を経るものとします。

(5)取締役・監査役候補者の個々の選任理由に関しては、株主総会招集通知に記載して説明します。

<株主総会招集通知>

<https://www.sekisuihouse.co.jp/company/financial/holders/shotsu/index.html>

#### 【補充原則4 - 1(1) 取締役会の役割・責務】

取締役会は、経営方針及び経営戦略・経営計画の策定が中心的な役割であるとの認識に立ち、審議事項を不断に検討し、個別の業務執行に関する意思決定は、可能な限り取締役・執行役員に委任することとします。委任の範囲は、取締役会付議基準に明確に定めており、その概要は次のとおりです。

- ・100億円未満の分譲土地の取得
- ・総事業費100億円未満の賃貸事業用不動産の取得、開発
- ・100億円未満の借入
- ・50億円未満の設備投資等

#### 【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の候補者は、会社法に定める社外取締役の要件だけでなく、当社が定める独立性基準を満たすものとします。当該独立性基準は、「積水ハウス株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」において開示します。

#### 【補充原則4 - 11(1) 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会の構成については、次のとおり定めています。

- (1)実質的な議論を行うために適正と考えられる人数とします。
- (2)当社の業務に精通し知見を有する者、財務会計及び法令遵守等に知見・専門性を有する者等を、ジェンダーを含む多様性と適正人数を両立する形で構成するものとします。
- (3)独立社外取締役を3名以上置くものとします。

また、取締役候補者には、高いインテグリティ(誠実で高い倫理観、真摯さ)と経営能力を兼ね備え、当社グループの企業理念を実践するにふさわしく、当社グループの事業について関心及び深い洞察力等の資質を有する者を選定するものと定めています。取締役候補者の選定方針及び具体的な候補者の選定案については、人事・報酬諮問委員会が審議の上、その意見を尊重し、取締役会で決定します。

#### 【補充原則4 - 11(2) 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

社外取締役及び社外監査役の他の上場会社の役員の兼任状況については、株主総会招集通知等にて開示します。

<株主総会招集通知>

<https://www.sekisuihouse.co.jp/company/financial/holders/shotsu/index.html>

#### 【補充原則4 - 11(3) 取締役会の実効性の分析・評価】

取締役会は毎年、取締役会の実効性に関する分析・評価を行い、結果の概要を開示します。

<2019年1月期の評価結果の概要>

2019年1月期においては、取締役および監査役全員を対象に、「取締役会の議題・議論(議題の選定、議論の充実)」「取締役会の運営(議事資料の事前配布のタイミング、議事資料の内容、開催頻度、所要時間、社外取締役・社外監査役支援体制)」「取締役・監査役のトレーニング」についてアンケート調査を実施しました。

前年度と同様、忌憚のない意見をいただくことおよび客観的な分析を確保するために、弁護士事務所に協力を要請し、アンケートは弁護士事務所に直接送付する方法で回収の上、分析・評価は、匿名性を確保して実施しました。

その結果、「議題の選定」については取締役・監査役の全員が「適切」「概ね適切」と回答、「議論の充実」については取締役・監査役の94.1%が「適切」「概ね適切」と回答、複数の取締役から「前年度と比較して議論が充実している」「議論のしやすい雰囲気である」との意見がある等、取締役会の議題・議論について大幅な改善が確認できました。

取締役会にて、上記の内容を共有し、審議を行った結果、当社の取締役会の実効性は概ね確保されており、2018年3月に着手しましたガバナンス改革のテーマの一つ「取締役会の透明化、活性化」が着実に進捗していると評価しました。

一方、今後の検討課題として、以下の項目等について意見が示されましたので、改善策を検討の上、順次実施し、取締役会の実効性の向上とコーポレートガバナンスの強化に努めてまいります。

(今後の検討課題)

- ・事業戦略や中期経営計画等の議論の一層の充実
- ・国際事業及び都市再開発事業に関する議事運営の効率化
- ・社外取締役・社外監査役への事前説明・情報提供体制の一層の充実
- ・取締役・監査役のトレーニングの一層の充実、体系化

#### 【補充原則4 - 14(2) 取締役・監査役のトレーニング】

取締役・監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たすために必要又は有用な知識を得るための機会を適宜、継続的に提供し、研修参加費用等は、当社が負担する旨の方針を定め、「積水ハウス株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」において開示します。

#### 【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主・投資家の皆様との対話を行い、その意見を真摯に受け止め、適切に経営に反映させることが重要であるとの認識に立ち、代表取締役が統括しIR担当部署を設置します。

IR担当部署は、本社各部門と、社内情報の収集や対外メッセージの策定等において日常的な業務連携を行い、株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進します。株主・投資家の皆様との対話にあたっては、投資判断等に影響を与えると思われる重要情報について、選択的開示を行わず、ステークホルダーが同等にアクセスできる方法による開示に努めると共に、未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることはもとより、インサイダー取引防止を目的とした社内規定を遵守し、情報管理を徹底します。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	63,026,200	9.13
積水化学工業株式会社	42,168,727	6.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	36,648,666	5.31
積水ハウス育資会	16,194,475	2.34
SMBC日興証券株式会社	16,079,500	2.33
株式会社三菱UFJ銀行	13,624,515	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	13,482,300	1.95
第一生命保険株式会社	12,158,730	1.76
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY	11,009,306	1.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	10,526,200	1.52

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

大株主の状況は、2019年1月31日現在の状況です。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
-------------	----------------

決算期	1月
-----	----

業種	建設業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
-------------------	-------

直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満
-------------------	--------------

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長・社長以外の代表取締役
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
三枝 輝行	他の会社の出身者													
涌井 史郎	他の会社の出身者													
吉丸 由紀子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三枝 輝行		株式会社阪神百貨店において、1995年6月より2006年6月まで代表取締役(1995年6月より取締役社長、2005年6月より取締役会長)を務めた後、2007年6月より株式会社サエグサ流通研究所 代表取締役に就任しています。また2009年4月より2012年4月まで当社の社外監査役を務めていました。(独立役員)	他の会社の経営者としての豊富な知識・経験及び当社の社外監査役として当社事業内容に精通してこられた経験を当社の経営体制の強化に活かしていただくため。 なお、独立役員として選任した理由は、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため。

涌井 史郎	1972年1月に株式会社石勝エクステリアを設立し、代表取締役社長を務めた後、2002年6月より同社相談役に就任しています。 また、2008年6月より積水樹脂株式会社の取締役に、2010年4月より東京都市大学の教授(現 特別教授)に就任しています。(独立役員)	環境関連事業等についての専門的見地に加えて、大学教授や他の会社の役員としての幅広い知見を当社の経営体制の強化に活かしていただくため。 なお、独立役員として選任した理由は、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため。
吉丸 由紀子	日産自動車株式会社において、2004年10月よりダイバーシティディベロップメントオフィス室長を務めた後、2008年4月に株式会社ニフコに入社し、2011年6月より2018年6月まで同社執行役員を務めていました。(独立役員)	ダイバーシティ推進をはじめとする他の会社の女性役員としての実績と経験を、当社のダイバーシティ推進やガバナンス強化に活かしていただくため。 なお、独立役員として選任した理由は、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

#### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬諮問委員会	7	3	3	2	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬諮問委員会	7	3	3	2	0	2	社内取締役

#### 補足説明

当社は、コーポレートガバナンス基本方針にて、取締役会議長と招集権者とは別の取締役がこれにあたることを原則としており、また、人事・報酬諮問委員会の構成は委員の半数以上を独立社外取締役または独立社外監査役とすることとしています。  
現在、取締役会議長は副会長(稲垣 士郎)が、招集権者は会長(阿部 俊則)が務めています。  
また、人事・報酬諮問委員会の構成は代表取締役3名(阿部 俊則、稲垣 士郎、仲井 嘉浩)、社外取締役2名(三枝 輝行、涌井 史郎)、社外監査役2名(篠原 祥哲、小林 敬)であり、委員長は社長(仲井 嘉浩)が務めています。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	6名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

##### 【監査役と会計監査人の連携状況】

・監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、監査方針及び会計監査状況等を確認するとともに情報交換を実施する等、連携を確保しています。

##### 【監査役と内部監査部門の連携状況】

・監査役は内部監査部門と連携を密にとり、各常勤の監査役が必要に応じて会社の業務及び財産状況の調査を連携して行っています。  
・監査役は内部監査部門より、監査実施の都度「監査報告書」を受け取っています。また、定期的に監査役会に監査部長が出席し、状況の報告を受けています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
篠原 祥哲	他の会社の出身者													
小林 敬	弁護士													
榎村 久子	学者													
鶴田 龍一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
篠原 祥哲	<input type="checkbox"/>	公認会計士として朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)にて2001年6月より代表社員を務めた後、2002年8月より株式会社篠原経営経済研究所 代表取締役に就任しています。また複数の会社の社外役員に就任しています。(独立役員)	公認会計士としての財務・会計に関する専門的知見及び他の会社の社外役員としての知識・経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくため。 なお、独立役員として選任した理由は、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため。
小林 敬	<input type="checkbox"/>	検事として最高検察庁公安部長等を歴任し2010年1月より大阪地方検察庁検事正を務めた後、2011年2月に弁護士登録を行い弁護士として活動しています。また、2017年6月より山陽特殊製鋼株式会社の社外取締役に就任しています。(独立役員)	検事・弁護士としての司法分野に関する専門的知見・豊富な経験を、当社の監査体制の強化に活かしていただくため。 なお、独立役員として選任した理由は、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため。
榎村 久子	<input type="checkbox"/>	奈良文化女子短期大学において、1993年4月に教授に就任した後、複数の大学教授を歴任し、2013年4月より京都女子大学 宗教・文化研究所客員研究員、2017年4月より関西大学客員教授に就任しています。また、2011年6月より関西電力株式会社の社外監査役に就任しています。(独立役員)	大学教授を歴任され、多彩な環境学、社会学等についての幅広い知見と他の会社の監査役としての経験を、監査体制の強化に活かしていただくため。 なお、独立役員として選任した理由は、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため。
鶴田 龍一	<input type="checkbox"/>	パナソニック株式会社において、2000年10月より財務・IRグループ IR室長を務めた後、国際渉外グループ部長、監査役室長を歴任しました。また、2015年5月より2019年5月まで株式会社瑞光の社外監査役を務めていました。(独立役員)	財務・会計、ディスクロージャー、監査、海外事業等、幅広い業務実績と他の会社の監査役としての経験を、監査体制の強化に活かしていただくため。 なお、独立役員として選任した理由は、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7名
---------	----

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

株主との一層の価値共有を図るため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています(2019年4月の定時株主総会にて決議)。取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し、役位ごと定められた株数を割り当てます。なお、本制度導入に伴い、株式報酬型ストックオプション制度は廃止しました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書で取締役及び監査役ごとに報酬の種類別総額を開示しており、連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額を個別開示しています。なお、2019年1月期における代表取締役会長 阿部 俊則に対する報酬等の総額は186百万円、代表取締役副会長 稲垣 士郎に対する報酬等の総額は146百万円、代表取締役社長 仲井 嘉浩に対する報酬等の総額は144百万円、代表取締役副社長 内田 隆に対する報酬等の総額は105百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、次のとおり、基本報酬、短期業績連動報酬としての賞与、並びに、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした中長期業績連動報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成します。

<基本報酬(固定報酬)>

株主総会決議の枠内で、役位ごとの役割の大きさと責任範囲に加え、当社の経営状況等を勘案して固定報酬として決定します。

<賞与(短期業績連動報酬)>

各期の売上、利益等の定量的要素に加え、経営基盤強化等の定性的要素にも鑑みて、総合的な考慮のもとに決定します(社外取締役を除く)。

<譲渡制限付株式報酬制度(中長期業績連動報酬)>

一定期間の譲渡制限が付された当社普通株式を割当てるものとし、その割当株式の数は、株主総会決議の枠内で、役位ごとに決定します(社外取締役を除く)。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・取締役会での建設的な議論・意見交換を促進すべく、社外取締役及び社外監査役に、取締役会事務局(法務部)より議事資料を事前に郵送・配信を行っています。

・取締役会前に、常勤監査役、社外取締役及び社外監査役による事前検討会を開催し、常勤監査役等より取締役会議題の概要説明を行い、ディスカッションを行っています。

・監査役室を設置し、専任者を含む複数名が、監査役の職務を補助しています。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

## その他の事項

当社の元代表取締役で、当社及び子会社所属の顧問等に関して、現在、該当者はおりません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### 1. 取締役会、社外取締役及び執行役員

当社の現在の取締役会は代表取締役会長1名、代表取締役副会長1名、代表取締役社長1名、代表取締役副社長1名、社外取締役3名、その他取締役4名の計11名(男性10名、女性1名)で運営しています。社外取締役は、取締役会に出席し、取締役会の意思決定及び執行役員や内部統制部門等による業務執行の監督において、それぞれの知識・経験等に基づく発言等を行っています。また、経営責任の明確化と業務執行の迅速化を図るため執行役員制を導入しています。

当社の取締役会は原則月1回開催し、中長期的な企業価値の向上のため、経営方針及び経営戦略・経営計画の策定、重要な業務執行の意思決定を行うとともに、取締役・執行役員の業務執行の監督・評価、内部統制やリスク管理体制など経営の健全性確保のための体制整備等をその責務とします。また、建設的な意見交換を促進するために、取締役会議長と招集権者を兼務しないことを原則とし、取締役会議長は副会長(稲垣 士郎)が招集権者は会長(阿部 俊則)が務めています。

### 2. 監査役会

監査役会は社外監査役4名、社内監査役2名の合計6名(男性5名、女性1名)の体制であり、監査計画を策定し、当該監査計画に基づき、取締役、執行役員、主要な事業所長及び子会社取締役等に対し、担当業務におけるリスク・課題についてのヒアリングを、計画的に実施しています。また、監査役は内部監査部門と意見交換を密にして十分に連携を保つとともに、会計監査人と定期的に会合を持ち、各監査業務が効率的かつ実効的に行われるよう相互に協力しています。その他、専任組織である監査役室を設置し、専任者を含む複数名の従業員を配置しています。

### 3. 経営会議

重要な投資案件、グループ全体の経営方針及び経営戦略・経営計画の策定等の重要案件について、取締役会の決議または稟議決裁に先立ち、経営方針・経営戦略の整合性等の観点から活発な意見交換を行う審議機関を設けることにより、重要な業務執行の適正な意思決定に資することを目的として、「経営会議」を2018年2月に設置しました。

### 4. 人事・報酬諮問委員会

取締役の諮問機関として、公正性及び透明性を確保する目的のため、取締役・執行役員の人事や報酬に関し取締役会に意見を述べます。また、委員の半数以上は、社外取締役または社外監査役とすることとし、現在の構成は代表取締役3名、社外取締役2名、社外監査役2名であり、委員長は社長(仲井 嘉浩)が務めています。

### 5. リスク管理委員会

取締役会の諮問機関として、リスク管理体制の適切な構築やその運用状況における実効性の確保を目的として、リスク管理体制の整備に関し、取締役会に意見を述べます。現在、委員長は副社長(内田 隆)が務め、労働法制対応、業務ルール遵守、ITセキュリティ等の課題に関して主管部署のモニタリング等を実施し、各部門におけるリスク管理体制の整備状況を把握し、検証を行っています。

### 6. CSR委員会

企業を取り巻く全てのステークホルダーの要請に誠実に応えるCSR経営を遂行し、企業の社会的責任を果たしていくための重要方針を審議、立案及び推進することを目的に設置しており、社内取締役及び一部の執行役員、社外委員2名(企業経験者及び公職経験者)等で構成しています。

### 7. 内部監査の状況

当社の内部監査は、専門の内部監査部門である監査部が、法令、社内規則などに基づく内部統制、内部管理が適正に行われ、かつ実効的な運用が確保されているかについて現地監査を行い、必要に応じ是正勧告等を行っています。その監査の結果については、取締役及び監査役並びに関係部署に報告されています。なお、監査部と会計監査人は、相互に協力し、内部監査の実効的な実施に努めています。

### 8. 会計監査の状況

当社は、会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人を選任しています。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。2019年1月期において業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務にかかる補助者の構成については以下の通りです。(継続監査年数は7年以内のため記載を省略しています。)

・業務を執行した公認会計士の氏名

小川 佳男、神前 泰洋、仲下 寛司

・会計監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士23名、その他34名

### 9. 責任限定契約

社外取締役または社外監査役として任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を当然に免除するものとする責任限定契約を社外役員全員と締結しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法が定める機関設計については、監査役・監査役会が強い独立性を有する監査役会設置会社を採用するとともに、業務執行の機動性を確保し、執行責任の明確化を図るべく、執行役員制を導入しています。

取締役会は、中長期的な企業価値の向上のため、経営方針及び経営戦略・経営計画の策定、重要な業務執行の意思決定、内部統制やリスク管理体制等経営の健全性確保のための体制整備等をその責務としているほか、取締役・執行役員の業務執行について、客観的かつ実効性の高い監督・評価に努めます。

監査役会は、独任制の機関である監査役による監査を組織的に行い、監査の実効性を確保するため、監査役相互の情報交換と整合性がありかつ統一的な監査方針を決定しております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の約3週間前に招集通知を発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日が1月31日であるため、定時株主総会は集中日とは関係なく毎年4月に開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社が運営するサイトにて、電磁的方法による議決権行使を可能にしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2008年より株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに招集通知の英文を掲載しています。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のディスクロージャーポリシーである「情報開示方針」を作成しており、ホームページにて開示しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券取引所、日本証券アナリスト協会主催の個人投資家向け説明会等に参加しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表当日、決算の概略について代表取締役、IR担当責任者によるテレフォンカンファレンスによる決算説明会を実施しています。 また、原則、本決算発表及び第2四半期決算発表の翌日に経営計画説明会を開催しており、代表取締役、IR担当責任者が出席し、説明及び質疑応答を行っています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年間5回程度、代表取締役、経理財務担当役員及びIR担当責任者が欧州、北米、アジア等の投資家への説明を現地にて実施しています。そのほかIR担当者が適宜、海外でのIR活動を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのURLは <a href="https://www.sekisuihouse.co.jp">https://www.sekisuihouse.co.jp</a> です。開示資料としては、受注速報、適時開示資料、決算短信、決算説明資料、Fact Book、有価証券報告書、四半期報告書、アニュアルレポート、持続可能性報告書(サステナビリティレポート)等があります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	部署名 IR部 IR事務連絡責任者 IR部長 吉田 篤史	
その他	個人株主を主たる対象として、年2回BUSINESS REPORT(事業報告書)を発行しています。株主以外の投資家にもご覧いただけるように、当社ホームページにも掲載しています。また、適時開示情報を含むニュースリリースのお知らせを「IRニューズメール」として登録いただいた方に配信しています。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理憲章である「企業行動指針」、「企業倫理要項」および「積水ハウス株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」において株主・投資家、顧客、取引先、従業員、地域社会などとの関係について詳細に規定し、ホームページにて開示しています。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社は企業理念の根本哲学に「人間愛」を掲げ、CSRを経営の基本として位置付けています。</p> <p>社内委員(社内取締役全員と一部の執行役員)のほか、各界の有識者2名を社外委員として加えた「CSR委員会」を半年に1度開催しています。CSR委員会の傘下には、ESGの3部会を設け、活動の推進と徹底し、分科会で社内への浸透を図っています。事業所長と連携して活動を推進するため、全事業所にCSR推進委員を配置しています。</p> <p>また、毎年5月に発行している持続可能性報告書「サステナビリティレポート」で活動の詳細を冊子およびWEBで開示しています。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>「積水ハウス株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」において、株主・投資家の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーに対して、財政状態・経営成績等の財務情報だけでなく、経営方針並びにCSR及びESG(環境・社会・ガバナンス)に関する活動等の非財務情報を積極的かつ公正に開示します、と規定しています。</p>

積水ハウスグループでは、ESG経営のリーディングカンパニーを目指して活動する方針の一つとして「ダイバーシティ&インクルージョンの推進」を掲げ、多様な属性・能力の人材を受け入れる職場環境の整備に努めています。

2006年に「女性活躍の推進」「多様な働き方、ワーク・ライフ・バランスの推進」「多様な人材の活用」を三つの柱とする「人材サステナビリティ」を人事基本方針に掲げました。2016年には「女性活躍推進法」に基づく「積水ハウスグループ 女性活躍推進行動計画」を定めて活動を強化。住まいづくりのあらゆる分野で女性をはじめとする、多様な人材が活躍できるよう、具体的な方針や推進体制を定め、実行しています。

「積水ハウスグループ 女性活躍推進行動計画」の主な取り組み内容(抜粋)

目標：グループ全体で、女性管理職を2020年度(2021年1月31日)までに200人(5%)登用する

#### 女性のキャリア促進

管理職候補者研修を実施し、女性管理職の計画的育成を行う  
職種別・階層別・地域別の研修や交流会を継続実施し、キャリア形成、ネットワークの構築を行う

現場監督の業務にも女性の計画的な登用・育成と職場環境改善を行う

一般職等から総合職等への転換制度の積極的な運用を行う(積水ハウス単体のみ)

#### 両立サポート

育児休業者、上司、育児休業復業者を対象としたフォーラムを定期的開催し、「育児者の自律」「上司の意識改革」「パートナーとの協力体制」につなげる

妊娠中・育児中の従業員と上司の面談を効果的に行い、スムーズな復帰と復帰後の活躍につなげる

男性の育児休暇「ハローパパ休暇」の取得促進(目標:取得率80%) 後述「イクメン休業」に深化

育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者の再雇用制度を周知し、優秀な人材の確保・活躍につなげる

#### 働き方改革

長時間労働は正に関する経営トップの強いメッセージの浸透を図る

生産性の高い事業所の好事例を収集し、改善につなげる(ITの活用例など)

「スマートホリデイ」(孫休暇、子ども休暇、自分磨き休暇等)による有給休暇取得を促進する(目標:取得率100%)

時間的制約のある従業員の公平な評価に向け、時間生産性を重視した人事評価の考え方を周知し、浸透を図る

ITネットワークと自社開発アプリで、在宅勤務やテレワーク等の多様な働き方を実現する

これらの取り組みを推進してきた結果、女性リーダー候補となる女性管理職も着実に増加しており、2006年に15人だったグループ女性管理職は、2019年4月1日現在、208人(女性管理職比率3.47%)となりました。

なお、社外取締役1名、社外監査役1名、執行役員1名が女性であり、多様な意見・価値観を経営に反映することを目的に、経営への女性の参画を推進しています。

また、「1事業所1人以上の障がい者雇用と定着」を目標として、障がいのある従業員の活躍の場を広げる支援に取り組むとともに、障がいのある従業員同士が知り合う機会を設け、相互に発信・相談できる機会作りを目的とした交流会なども開催しています。

当社は、「『わが家』を世界一幸せな場所にする」というビジョンに基づき、お客様満足高め、幸せを提供するには、先ず従業員一人ひとりが幸せでなければならないと考えています。具体的には、ワークライフマネジメントを行い、メリハリをつけて成果が出る働き方を実践するとともに、職場と家庭の両方において男女が共に活躍できる風土の醸成に努めています。

2018年9月、3歳未満の子をもつ男性従業員を対象に最初の1ヵ月を有給とする1ヵ月以上の育児休業取得を促す特別育児休業(イクメン休業)制度の運用を開始しました。最大4回に分割取得でき、対象の男性従業員全員が取得できるよう、推進しています。「イクメン休業」取得を通じ、家族や職場でコミュニケーションが活性化し、助け合いの精神や時間管理意識の向上が見て取れるだけでなく、育児や家事を経験したことで、ワンオペ育児の苦勞を理解する男性従業員が増えています。併せて、住まいの提案力にも良い影響が表れています。

また、従業員一人ひとりの業務効率や生産性を向上させ、仕事だけでなく人生そのものを充実させてほしいとの考えから健康経営の方針を定め、企業倫理要項に記述して、時間外労働の削減や有給休暇の取得率向上に取り組んでいます。

従業員の「身体の健康」だけでなく、「心の健康(メンタルヘルス)」も良好に保つことが重要となるため、全管理職対象の「メンタルヘルスマネジメント研修」や、若手社員対象の「セルフケア研修」、その他「ライフケア」や「コミュニケーションスキル」などニーズに合わせた研修を実施して、全従業員のメンタルヘルスに対する理解を深めています。

また、取締役会決議で選任された委員で構成されるCSR委員会傘下の「社会性向上部会」が取り組むテーマの一つに「健康経営」を掲げ、「運動」「分煙・禁煙」などによる健康づくりに取り組んでいます。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり内部統制システム構築の基本方針を取締役会にて決議し、その体制を整備、運用しています。

< 内部統制システム構築の基本方針 >

1. 当社の取締役及び執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社の企業理念を実践し、法令、定款その他企業倫理を遵守した企業経営を実現するため、企業行動指針ならびに企業倫理要項を定める。
  - (2) 研修を定期的実施し、職務を執行する当社の取締役及び執行役員による法令、定款その他企業倫理の遵守の徹底を図る。
  - (3) 当社監査役は、法令及び社内規則に基づき、当社の取締役及び執行役員の職務執行を監督する。
  - (4) 当社取締役会は、当社の取締役及び執行役員について、職務の執行を監督するとともに、選解任等の人事及び報酬等の決定にあたっては、半数以上を社外役員で構成する人事・報酬諮問委員会の審議結果を尊重し、その公正性と透明性を確保する。
  - (5) 社外の有識者も委員に加わったCSR委員会は、CSRの推進を行う。
2. 当社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 当社の取締役及び執行役員は、職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)を、当社の取締役及び監査役等が必要に応じて閲覧可能な状態で、関連資料とともに保存及び管理する。
  - a 株主総会、取締役会、経営会議その他の重要会議に関する議事録
  - b 当社の取締役及び執行役員が職務執行に関して決裁した重要な文書(稟議書等)
  - c その他当社の取締役及び執行役員の職務執行に関する重要な文書
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する体制
  - (1) 当社取締役会は、当社及び当社子会社におけるリスク管理体制の構築及び運用の状況について、諮問機関であるリスク管理委員会を通じて監督する。
  - (2) 自然災害、その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある緊急事態が発生したときの危機管理体制について、対応マニュアルを整備する等、役職員への周知徹底を図る。
4. 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社取締役会は、経営方針及び経営戦略・経営計画の策定が中心的な役割であるとの認識に立ち、個別の業務執行に関する意思決定は、可能な限り当社の取締役及び執行役員に委任する。
  - (2) 重要案件については、当社及び当社子会社の取締役会決議または稟議決裁に先立ち、当社経営会議において活発な意見交換を行い、適正な意思決定を図る。
  - (3) 稟議決裁に関して、審査の実効性及び迅速な意思決定機能を備えたルール・運用を図る。
  - (4) 職務分掌を社内規則に定め、権限と責任を明確にする。
5. 当社使用人及び当社子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 企業理念、企業行動指針及び企業倫理要項を掲載した小冊子を配布し、その周知・遵守を図る。
  - (2) 研修を定期的実施し、法令、定款その他企業倫理の遵守の徹底を図る。
  - (3) 当社及び当社子会社の内部監査部門は、定期的に当社及び当社子会社の業務監査を実施する。
  - (4) 当社及び当社子会社の役職員に加え、継続的取引関係にある協力工事店・取引先の役職員からの相談を社内外の窓口で受け付ける内部通報制度を整備する。
6. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - (1) 当社関連企業部は、当社子会社に対し、経営状況及び重要な職務執行に関する報告を求める。また、当社専門部署は管轄する事項について当社子会社に対して、適宜、報告を求める。
  - (2) 当社子会社は、当社から派遣された取締役または監査役を通して、経営状況及び重要な職務執行に関する報告を行う。
  - (3) 当社子会社は、緊急事態が生じた場合、速やかに当社への報告を行う。
7. 当社監査役職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の当社取締役からの独立性等に関する事項
  - (1) 当社は、当社監査役職務を補助する監査役室を設置し、専任者を含む使用人を複数名配置する。
  - (2) 監査役室に配置する使用人の人選等については監査役会の意向を尊重し、協議の上決定する。
  - (3) 監査役室に兼任として配置された使用人には、監査役室での業務に関して所属部署の指揮命令が及ばないこととし、その人事上の処分については監査役の意見を尊重する等、独立性を確保する。
8. 当社監査役への報告に関する体制
  - (1) 当社の取締役及び執行役員は、当社監査役が出席する当社取締役会その他の重要会議において、担当する職務の執行状況を随時報告する。
  - (2) 当社の取締役、執行役員及び使用人は、当社または当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、直ちに当社監査役に報告する。
  - (3) 当社または当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の内部通報がなされた場合、内部通報制度の事務局は直ちに当社監査役に報告する。
  - (4) 当社及び当社子会社は、前2号の報告または内部通報をした者に対して、当該報告または当該内部通報を理由として不利な取り扱いを行わない。
  - (5) 当社は、稟議書、取締役会等の重要会議の議事録、内部監査部門が作成する監査報告書、その他監査役の監査業務に係わる重要書類については、当社監査役に回付する。
9. 当社監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
当社監査役よりの、職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求については、職務の執行に必要でないと証明できる場合を除き、速やかに処理を行う。
10. その他当社監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社の監査役と内部監査部門は意見交換を密にして堅密な連携を保ち、各監査業務が効率的かつ実効的に行われるよう相互に協力する。
  - (2) 当社の監査役と会計監査人は定期的に会合をもち、各監査業務が効率的かつ実効的に行われるよう相互に協力する。

< 運用状況の概要 >

#### 1. コンプライアンス及びリスク管理について

- (1) 企業理念・行動規範、積水ハウスグループ企業行動指針・企業倫理要項を掲載した小冊子を当社及び当社子会社の役職員に配布し、周知・遵守を図っております。

- (2) 当社及び当社子会社の役職員を対象としたコンプライアンス及びリスク管理に関する研修を定期的実施しております。
  - (3) リスク管理委員会は、各部門におけるリスク管理体制の整備状況を把握・検証するとともに、重点課題について議論を行っております。2019年1月期においては、リスク管理委員会を9回開催し、その活動内容について取締役会に報告致しました。
  - (4) 社内・社外の窓口にて相談を受け付ける内部通報制度として、積水ハウスグループ企業倫理ヘルプライン及び積水ハウスグループ取引先企業倫理ヘルプラインを設置しております。
2. 職務の執行の効率性の確保について
- (1) 当社は業務執行の機動性を確保し、執行責任の明確化を図るべく、執行役員制を導入しております。
  - (2) 取締役会は原則月1回開催し、2019年1月期においては、取締役会を12回開催致しました。
  - (3) 重要案件については、取締役会決議または稟議決裁に先立ち、経営会議において、活発な意見交換を行い、適正な意思決定を図っております。2019年1月期においては、経営会議を8回開催致しました。
3. 当社グループの業務の適正性の確保について
- (1) 当社関連企業部は、各子会社の業務執行状況について、随時または定期的に報告を求めるほか、業務基準の整備等を進めております。
  - (2) 当社各部門が各担当業務に応じて子会社の業務を指導、監督するほか、一部の子会社については、当社から取締役、監査役を派遣し、業務執行を監督、監査を行っております。
4. 監査役監査の実施について
- (1) 監査役会は、監査計画を策定し、当該監査計画に基づき、取締役、執行役員、主要な事業所長及び子会社取締役等に対し、担当業務におけるリスク・課題についてのヒアリングを計画的に実施し、事業所の実査を必要に応じて実施しております。
  - (2) 監査役は内部監査部門と意見交換を密にして堅密な連携を保つとともに、会計監査人と定期的に会合を持ち、各監査業務が効率的かつ実効的に行われるよう相互に協力しております。
  - (3) 監査役は職務を補助する体制として、監査役室を設置し、専任者を含む補助すべき使用人を複数名選任し、監査役会の事務局運営や監査役の報告の徴求等監査役の職務遂行に必要な事項を補助しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 「企業行動指針」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。」と基本方針を規定しています。
- (2) 「企業倫理要項」において、「反社会的勢力との関係断絶」について具体的に規定し、役職員が遵守するよう図っております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は買収防衛策を導入しておりません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

なし



